

イ 県民ホール（本館）が休館となる中で県民の芸術文化への参加・鑑賞機会を継続的に提供するための取組内容について記載してください。

県民ホール休館期間中にも、県民が芸術文化への参加・鑑賞を継続できるよう、50年の歴史の中で培ったその事業制作のレガシーを、県域に広く展開しながら、県民と共に創造し、共に歩む活動を続けます。

「県域展開事業」は、以下の4つの方針に沿って取り組みます。（26-29ページをご参照ください。）

- 県民ホールの長い歴史において蓄積された制作ノウハウを活用し、神奈川県全域において地域の行政や芸術団体と協働し、作品を創造していきます。（創造に挑む）
- 県域の様々なエリアの地域ニーズを研究し、芸術文化を体験し感動を得る機会を提供するため、県域33市町村の全てで鑑賞事業や普及事業を展開・実施します。（感動を分かち合う）
- 県民ホールの再整備に向けた検討に繋がる、アウトリーチなどの活動を行います。（つねに考える）
- 県民ホールの役割や重要性、意義を発信し、県民に新しい県民ホールへの期待感を醸成できる取組を行います。（未来につなぐ）

こうした方針に基づき、県民に芸術文化への参加・鑑賞機会を継続的に提供するために26-29ページに記載した県域展開事業に加え、以下のような取組を検討し実施します。

・芸術文化のファンやコミュニティの育成

県民ホールの休館中にも継続して芸術文化に触れ合う機会をたもつため、SNSや情報誌「神奈川芸術プレス」等での情報発信、オンラインイベントの開催等を通じ、県民と積極的にコミュニケーションを取り、広く芸術文化への参加を呼びかけます。これらの活動を通じ、無料の会員制度であるKAme会員への入会を誘導し、県民が芸術文化の情報をより手軽に入手できるようにしていきます。

・地元メディアを有効活用した広報活動の充実

その地域に密着した紙媒体やラジオ、テレビ、SNS、ニュースサイト、ブログ等と協力し、地域住民をターゲットとしたコンテンツを発信し、その地域の認知度を高め、信頼関係を築いていきます。

・地域のアーティスト支援、住民とアーティストとの交流

県民ホール休館期間中に地域のアーティストを発掘・支援し、その活動を紹介する取組を行います。地元アーティストによる公演や展示会を定期的で開催し、県民が参加・鑑賞できる機会を創造していきます。また、アーティストと地域住民との協働事業としてのアーティスト・イン・レジデンスの研究を行い、地域の文化活動創造の役割を果たしていきます。

・モバイルアートプロジェクトの研究

県域で移動式の芸術活動を展開することも検討します。例えば、モバイル・アートギャラリーや移動式の舞台装置を使用して、県内各地の公共スペースや広場、公園などでアウトドアイベントを開催し、普段芸術文化活動が開催されない場所でも、身近に芸術を楽しめる機会を創出していきます。

ウ 長期継続的視点、高度・専門的知識の蓄積・活用を踏まえた主催事業の実施方針、内容等について記載してください。

1) 長期継続的視点に基づく事業立案

主催事業における作品制作業務は、県民ニーズや観客の嗜好の変化、助成金の動向等を踏まえた企画の立案から公演・展覧会の実施まで、通常数年がかりで計画を立てて取り組む必要があります。また、事業ごとの成果やプロセスの検証と企画への反映を繰り返し、ミッション達成へと向かう中長期的な視野を持って取り組まなければなりません。

こうした課題を踏まえ成果を上げていくために、芸術劇場は芸術監督のリーダーシップの下、音楽事業は音楽事業芸術参与による監修を受けながら、指定管理期間を通じた方針と、さらなる中長期的な視野を持って、主催事業に取り組めます。また、新たに注力していく県域展開事業は、新しい県民ホールのオープンに至るまでの間、そこに繋がる事業として構想し実施します。

同時に、社会環境の変化を中長期的な視点で注視し、物価上昇や働き方改革を受けた人的コストの上昇、ウェブサイトやSNSによる広報業務拡充、情報セキュリティの整備等に伴う業務量の増大に対応するため、経営資源の配分による選択と集中に基づく事業計画の立案、外部資金の調達推進に取り組めます。

2) 主催事業における専門人材の活用

財団には、第4期指定管理期間までの実績により、事業制作や舞台技術業務、施設運営における多くの経験、専門知識、また人的ネットワークが蓄積されています。音楽、演劇、舞踊、美術の各分野にわたる、これらの知見の集積は、他に例を見ないものです。こうした高度な知見、専門性を有する人材（＝専門人材）を最大限活用し、県民の方々の多彩な興味・関心・ニーズに応える、質の高い事業を展開し、県域、そして国内外に発信していきます。

企画制作・広報においては、長年の実務の中で構築した人的ネットワーク、著作権や関係法令などを含む多様な専門知識を活用し、事業の企画立案や実施に結び付けていきます。また、国内外との共同制作やツアー等に関する公的助成金等の獲得にも、こうした専門性を十分に活かしていきます。舞台技術業務においても、その高い専門性とリテラシーをもって、高機能化した舞台技術を施設の特性に合わせ運用し、アーティストとともに創造を行っていきます。

県域展開事業においては、県内各地の舞台芸術関係者と多様な専門知識をシェアしていくこと、さらにインターンシップなどにより次代を担う人材の育成を行うことを通じて、専門知識を神奈川県文化振興の礎となる財産とし、新しい県民ホールへと繋げていきます。

3) 長期継続的視点、高度・専門的知識の蓄積・活用を踏まえた具体例

芸術劇場

芸術監督による、その任期全体を視野に入れた中長期の構想のもと、オーディションや県民公募など開かれたキャスティングによる作品制作、民間芸術団体や他地域の公共劇場との共同制作作品の創造など、

専門性を活用した事業を行ってきました。特に、「カイハツ」と名付けた事業は、将来の作品創造の種子になるようなアーティストのアイデアを試行し、また作品創造の方法を模索するデベロップメント事業ですが、この「カイハツ」からは、複数年をかけたクリエイションを経て本公演に至り、大きな反響と高い上演成果を得た作品もあります。今後も、このように中長期の視点と高い専門性を活用した取組を引き続き行っていきます。

音楽堂

日本初の公立音楽専用ホールとしての空間的・歴史的価値を見出し、未来に繋ぐ事業展開を行います。また、若手アーティスト発掘・支援事業や、インターン等を通じた専門人材育成プログラムを継続して実施します。

県域展開事業

これまで県民ホールで長年培ってきたオペラやバレエ等のプロデュース事業を、その地域と協働しながら県域で展開し、新たな専門人材の登用と育成に注力します。また、県域出身、あるいは県域に拠点を持つアーティストを見出し活動の場を創造することで、その活動に触れた子どもや若者が芸術分野へ進むことを志すような、芸術文化の地消地産サイクルの端緒を開きます。

社会連携ポータル部門

神奈川県の未来を見据え、共生社会の実現や県民のウェルビーイングの向上を目指して、心を豊かにし創造性や感性を育む、芸術文化でなければ担えない役割を果たすため、社会と芸術を繋ぐアーツカウンシル的な機能の強化に向けて研究・取組をすすめます。まず、県域展開事業を通して、県内 33 市町村の施設や団体とのネットワークを形成し、県内の芸術文化振興の基盤づくりに取り組みます。

4) 全国統括団体等への参画と、主催事業実施への知見の還元

財団の持つ専門性とそれを事業に活かす能力をより高め、更新していくためには、劇場・音楽堂や芸術団体等の統括団体への参画が不可欠です。第 4 期指定管理期間を通じて、以下のような統括団体に積極的に参画し、また中核的な役割を担ってきました。今後も、継続して参画し、そのネットワークを通じて得た成果や情報を、2 館の主催事業や県域展開事業の実施、神奈川県の文化振興施策に還元していきます。

(参画の実績)

全国公立文化施設協会	令和 7 年 3 月までは県民ホールが関東甲信越静支部長館 財団職員が令和 7 年 6 月まで理事、以降は監事として参画 財団職員が専門委員会委員として参画
神奈川県公立文化施設協議会	令和 7 年 3 月までは県民ホールが、以降は音楽堂が事務局を担う 財団職員が会長として参画
劇場、音楽堂等連絡協議会	財団職員が顧問、事務局員として参画
公共劇場舞台技術者連絡会	財団職員が代表顧問として参画
劇場等演出空間運用基準協議会	財団職員が会長として参画
緊急事態舞台芸術ネットワーク	財団職員が事務局員として参画

エ 外部資金獲得に向けた取組内容等について記載してください。

1) 公的助成および民間からの助成金の獲得

公的な助成については、文化庁からの支援（文化庁からの補助金を独立行政法人日本芸術文化振興会/芸文振が審査し交付するものです。以下便宜上、文化庁/芸文振、と表記します。）を中心に、財団は国内有数の実績があり、引き続きその支援を獲得できるよう取り組みます。

神奈川県立県民ホール（本館・芸術劇場）は、文化庁/芸文振から、地域における芸術文化振興の拠点施設としての活動が高く評価されてきました。平成 14 年度から文化庁「芸術拠点形成事業」（採択当時名称）の拠点施設の一つとして採択されたことをはじめとして、これまで一貫して文化庁/芸文振の拠点施設における助成金、トップレベルの劇場・音楽堂等を対象とした助成金に採択されており、現在も文化芸術振興費助成金「劇場・音楽堂等機能強化総合支援事業」に継続して採択されています。これは、全国で 15～16 施設のみが採択されている、地域の芸術文化振興の基盤となる劇場・音楽堂等に対して行われる助成であり、長期継続的に全国的な拠点施設として認められていると考えます。県民ホール休館後も、芸術劇場が引き続き拠点施設として助成を受けられるよう、企画の充実と成果の発信に取り組みます。

また、音楽堂も、平成 23 年度より文化庁/芸文振による「劇場・音楽堂等機能強化推進事業」（当時は「優れた劇場・音楽堂からの創造発信事業」）に採択されており、それ以来、現在も文化芸術振興費補助金「地域の中核劇場・音楽堂等活性化事業」に継続して採択されています（令和 5 年度を除く）。それにより得た資金を、音楽による教育普及事業や県民参加型の合唱公演、周年記念のバロック・オペラ上演等に充当し、事業収入だけでは成り立ちにくい事業の拡充に役立てています。

一方で、拠点施設としての助成金だけではなく、事業を対象としたものとして、芸術劇場が国際交流に関連した事業を実施するにあたり文化庁/芸文振「舞台芸術等総合支援事業（国際芸術交流）」に採択（令和 6 年度、7 年度）、また同じく芸術劇場の事業が文化庁「子供舞台芸術鑑賞体験支援事業」に採択（令和 6 年度）される等、多角的な助成プログラムの採択により、芸術文化事業の基盤安定化を図っています。そのほか、令和 2 年度からのコロナ禍においては、新型コロナウイルス感染症拡大への対応として立ち上げられた補助金として、J-LOD live、J-LOD live 2（経済産業省）、Arts for the future!、Arts for the future! 2（文化庁）、文化施設感染症防止対策事業（文化庁）等を積極的に獲得し、事業・施設運営の両面において活用する等、その時の社会情勢における助成金、補助金を最大限に活用してきました。

文化庁の支援等は、国の政策動向や財政状況により不安定になる一面もありますが、今後も引き続きこれらの助成対象に採択されるよう、事業企画の充実を図るとともに、制度に関する情報収集や国内の拠点劇場との情報共有を進めていきます。

この他、外務省外郭団体である国際交流基金からも補助金を獲得し（令和 6 年度）、国際共同制作に活かしたほか、一般財団法人地域創造の実施する助成金にも継続して採択されています。こうした公的団体からの助成金、補助金を有効活用するとともに、民間の芸術助成財団からの助成金や支援の獲得を目指していきます。

過去3年間の獲得実績（交付決定額）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
文化庁/芸文振	144,027 千円	124,852 千円	55,776 千円
地域創造	10,000 千円	7,135 千円	21,289 千円
その他助成金	700 千円	4,080 千円	2,682 千円
合計	154,727 千円	136,067 千円	79,747 千円

2) 寄付金・協賛金等の獲得

財団では、設立当初から広く法人や個人の方からの寄付金を募り、また平成22年度に公益財団法人に移行したのちは、公益認定による税制優遇を活用し、賛助会員制度（法人会員、個人会員）を設けて、ご支援を募っています。

また、第4期指定管理期間においては、インターネットによる小口寄付制度の本格的な運用を開始し、令和5年度からは、これまで財団全体への寄付のみだった寄付メニューに加え、各館の用途を明記した寄付を開始しました。鑑賞サポート、公演子ども招待、音楽堂の保全等を使用とした寄付には、いずれも多くの方からご賛同をいただき、それぞれの具体的な活動に役立てています。また、専門業者と連携した遺贈寄付の相談窓口の設置等にも取り組んでいます。

今後、第5期指定管理期間においても、収入の多角化を図るために、引き続き寄付金・協賛金の獲得拡充を図っていきます。そのために、公立文化施設としての役割や成果の発信を強化し、活動への理解がご支援に結びつくよう取り組みます。また、寄付が所得税控除の対象であることの周知、いただいた寄付がどう活用されたのかを報告することも欠かせません。合わせて、寄付・協賛の獲得のための新たな手法の開発も検討していきます。

■ 県域展開事業への取組

県域展開事業は、様々な地域と連携・協働して実施することから、その地域の支援を頂けることで、より各地域と一体となった有意義な事業が実施できると考えます。そのため、財団の県域展開事業の取組を様々な地域へ周知し、その活動への理解と賛同を得て、支援者を増やす取組を、寄付制度の構築も視野に入れながら検討していきます。

(3) サービス向上及び利用促進の取組

ア より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等について記載してください。

利用の促進を図っていくため、指定管理期間中の年度の目標利用率、目標入場者数及び目標利用料金収入を、各施設別に設定し、設定の考え方も併せて記載してください。

※ 利用率＝利用日数/利用可能日数、利用可能日数＝開館日－施設点検日等

財団は、これまで指定管理者として、休館した県民ホールも含む3館の運営を担い、県民のニーズに応え、信頼をいただけてきました。その運営の経験をもとに、第5期指定管理期間においても、年齢や障害の有無、居住する地域等に関わらず、県民の生活に寄り添い、芸術文化に触れる喜びを享受できる文化施設としての機能を高めていきます。

施設の「利用」には、二つの意味があると考えます。一つは、施設を借りていただき催しを行うこと、もう一つは、観客として施設を訪れることです。施設で催しを行う「利用者」が、あるときには施設を訪れる「来館者」になり、そこには相互の循環があることが公共施設の特徴です。公演・展覧会を観に訪れた際の印象や感動が、今度はこの場所を使って自ら活動してみたいという気持ちに繋がり、また施設を利用したときの満足感が更なる鑑賞や活動へと繋がっていく。重点テーマに掲げる「あらゆる人々へのひらかれた場」であることが、このような循環を呼び起こし、さらに県域の多くの方々に利用していただけることに結びつくと考えます。

そこで、「あらゆる人々にひらかれた場」であるために、「安全安心で快適な利用環境を守る」ことを施設運営においての最重要課題とし、また清潔さ、使いやすさ、親身な対応といった付加価値を意識して、サービスの向上と利用の促進を図ります。

財団には、利用者に施設を利用して満足いただくためサービスや、施設の健全な管理に必要な知識と経験を備えた専門人材がおり、施設の運営を行っています。2館のそうした専門人材が知識や情報の共有を行い、また社会連携ポータル部門との連携により、来館者も利用者も安心して過ごすことができる施設を目指します。

1) より多くの利用を図るための基本方針

芸術劇場、音楽堂のそれぞれの特性を活かして、以下のような方針を掲げ、より多くの利用を図っていきます。

芸術劇場	・多彩な演出を可能にする可変型の客席と充実した舞台設備を活かして利用者を誘致し、多様なジャンルの舞台芸術の鑑賞機会を提供します。 ・利用者の要望に応えるため、高い専門性をもつ舞台技術スタッフや施設運営スタッフによる助言や相談を行い、質の高い上演の場を提供します。 ・劇場の設置目的に合致し県民の鑑賞ニーズの高い作品の長期貸館の誘致により劇場の認知度をより高め、また収入面での安定化をはかります。 ・主催事業等による利用日数（50%以上）や保守点検・修繕日程との計画的な調整により、施設の利用可能日を最大限確保し、県民に豊かな鑑賞機会を提供します。 ・劇場への親しみを持ってもらうための定期的なバックステージツアーやアトリウムを活用したイベントを行い、来場しやすく居心地の良い施設を目指します。
音楽堂	・豊かな響きをもつ木のホールを最大限活かし、県民の音楽活動の発表がより充実したものをなるよう、積極的にサポートします。 ・様々な利用者に合わせ、舞台スタッフとともに利用者に寄り添ったサービスに努めます。 ・定期的に利用している団体も多いことから、主催・共催・特例事業の日程を調整し、県民利用の日程を確保します。 ・休館と定められている月曜日が祝日にあたる場合の利用者ニーズに応えるため、臨時開館の対応を行います。 ・県民が情報を得やすい方法を調査し、空き日を公開して、利用の促進を図り、収入の安定化に繋がります。 ・地域のボランティアグループや教育機関等と連携し建築見学ツアーの催しを開催するなど、県の重要文化財を後世に伝える役目を担います。

2) 利用促進のための具体的な取組

財団の4つのミッション「創造に挑む」「感動を分かち合う」「つねに考える」「未来につなぐ」を踏まえながら、より多くの利用に繋がるサービスとして、2館において以下の取組を引き続き実施していきます。

① 利用者サービスのユニバーサルデザイン化～利用者の視点からの分かりやすさを強化

- ・利用書類、配付資料、主催事業プログラム等へのユニバーサルフォントの使用や簡潔な記載の促進
- ・「やさしい日本語」を使用した情報提供
- ・ピクトグラムの使用を含む、認識しやすい館内サインの更新・改善

- ・分かりやすいウェブサイトを目指したメンテナンス、多言語表示
- ・チケット購入に際し、分かりやすい手続きを目指した改善、自動翻訳端末を利用した外国語対応
- ・来館者がウェブサイトで客席からの見え方を確認できる「KAAT バーチャルツアー」の導入・活用（芸術劇場）
- ・利用者が舞台や楽屋をウェブサイトで確認する機能としても、「KAAT バーチャルツアー」を導入・活用（令和7年度中の公開を予定）（芸術劇場）

② 利用者、来館者へのサービス向上

- ・施設・情報のバリアフリー化によるアクセシビリティの向上
- ・鑑賞サポート（字幕サービス、音声ガイド、事前解説など）によるインクルーシブネスの向上
- ・託児サービスの拡充、授乳スペースの提供（芸術劇場）
- ・チャイルドクッション、イヤーマフ等客席での貸し出しサービスの拡充（芸術劇場）
- ・利用手続きのスリム化
- ・利用料、入場料等のキャッシュレス決済の促進
- ・チケットレスサービスの促進
- ・サービス業であることを意識した、ホスピタリティ・接客対応スキルの向上

上記の他にも、時代の変化、利用者とそのニーズの多様化に迅速に対応し、古いやり方にとらわれず更新をすすめていきます。また、アンケート・苦情、内外の評価を組織内で共有し、改善に結びつけると同時にその反映の可視化に取り組みます。なお、音楽堂では、これまで託児サービスを提供していた場所が令和8年度から県立図書館に管理換えとなる予定のため、託児サービスを維持するための代替場所の確保への協力を神奈川県に強く求めています。

③ 誰でも訪れやすく、親しみをもって利用できる文化施設づくり

- ・ホワイエ・近隣広場・芸術劇場アトリウムでのミニイベントや地域と連携したカフェやマルシェの実施
- ・周辺文化施設の催し物情報、周辺の観光・レストラン・交通情報等の提供
- ・パブリックエリアでのフリーWi-Fiの提供
- ・定期開催バックステージツアー（キッズ向け、聴覚障害者向けも開催）（芸術劇場）
- ・建築見学ツアーの実施（障害者も参加可能な「ゆっくりめぐる建築ツアー」も開催）（音楽堂）
- ・主催事業におけるシャトルバスの運行（音楽堂）
- ・横浜市指定のクールシェアスポットとして活用（芸術劇場）

④ 利用率の維持・向上およびラインナップの充実

各館の施設特性や利用者層を常に意識するとともに、また一方で、みなとみらい21地区の大型イベント会場・ライブハウス等の新設、都下の劇場・ホールの新規開館や改修休館等、都市部にある会場としての利用需要の変化も踏まえながら、施設のブランディングを意識した広報により施設の魅力を伝え、利用率の維持・向上を目指します。

同時に、施設・設備について年間の計画的・効率的な保守点検や部品交換の実施により、施設の利用可能日の確保に努めます。また、特例利用制度を活用しながら、県民に、主催事業だけではなく、広くさまざまな演目を紹介し、豊かな鑑賞機会を提供していきます。

⑤ 各年度の利用率、入場者数、利用料金収入目標

(ア)芸術劇場

項 目	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
利 用 率	90.0%	90.0%	90.0%
入 場 者 数	235,000 人	235,000 人	235,000 人
利用料金収入	191,700 千円	203,400 千円	203,400 千円

<設定の考え方>

■ 利用率について

ロングラン公演の誘致や、長期貸館が可能な劇場としての認知度が高まり、第4期指定管理期間ではホールの利用率は90%以上を保持しており、引き続き、必要な保守点検や改修工事の日数を確保しながら、バランスよく自主事業と長期貸館をラインアップし、高い利用率を維持していきたいと考えます。

一方、開館から15年が経ち、舞台機構や音響・照明機器の予防保全も必要となります。長い催しと催しの間には、必ず空き日を設けてメンテナンスや不測の事態に備える必要があり、安全な利用環境を確保するため、定期保守点検以外に空き日を設け、併せて、舞台制作や舞台技術の現場の労働環境にも配慮していきます。

■ 入場者数について

第4期指定管理期間の最終年度（令和7年度）に設定した目標値である235,000人を継承し、令和8年度以降もこれを維持していくこととします。

■ 利用料金収入について

第4期指定管理期間における4年間の利用料金収入の平均値をベースとし、利用率90%を想定した場合の貸出日数による見込み額が、条例改正による利用料金改定に伴い、令和8年度よりホール利用料が13%アップの金額となることをふまえた目標値とします。令和8年度については、特例利用（58ページをご参照ください）が条例改正前の料金設定となるため、令和9年度、10年度よりもやや低い数値の設定としています。

(1)音楽堂

項 目	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
利 用 率	85.0%	85.0%	85.0%
入 場 者 数	102,000 人	102,000 人	102,000 人
利用料金収入	38,000 千円	38,000 千円	38,000 千円

<設定の考え方>

■ 利用率について

開館 70 年を超過し老朽化による緊急修繕・点検等が多々発生する中、重要文化財として施設を維持し、利用者に安心・安全に利用継続していただくためには、予防保全の重要性がより一層高まっていると認識しています。すでに上限に近い利用率に達していることを踏まえると、現状の水準を維持することに努め、コロナ禍の影響をほぼ受けなくなった令和 4 年度以降の 3 年間の利用率実績の平均値をもとに算出し、年間 85%と設定します。

■ 入場者数について

施設・設備の老朽化により、安全確保のため張り出し舞台を常設した状態での運用が必要になっています。そのため、可動席を 3 列撤去し、原則、座席数を定員より 88 席減の 966 席で運用しています。またアマチュア団体の利用が多い音楽堂では、利用者の高齢化も伴って、コロナ禍以降も入場者数は減少傾向にあります。これらの現状を踏まえ、令和 4 年度以降の 3 年間の入場者数実績の平均値をもとに算出し、年間 102,000 人を維持することに努めます。

■ 利用料金収入について

利用率と同じ考え方に立ち、すでに上限に近い利用料金収入に達していることを踏まえ、現状の水準を維持することに努めます。これに条例改正による利用料金改定に伴い、令和 8 年度より利用料が約 20%のアップすることを加味し、令和 4 年度以降の 3 年間の利用料金収入実績の平均値に、利用料アップ分（約 20%）を加算した 38,000 千円を目標値と設定します。なお、音楽堂は特例利用（58 ページをご参照ください）が条例改正前の料金設定となることによる影響は少ないことから、令和 8 年度も含め同じ目標値としています。